

社会福祉法人九戸村社会福祉協議会役職員等の報酬支給に関する規則

(総 則)

第1条 本会の理事、監事、評議員及び心配ごと相談員、生活福祉資金貸付調査委員、その他会長の委嘱する委員の報酬の支給に関して定めることを目的とする。

(手当の額)

第2条 手当の額は、別表のとおりとする。

(手当の支給方法)

第3条 報酬の支給は、年額、日額の2種類とする。

2 年額報酬は、毎会計年度に支給するものとし、会計年度の途中において当該となり、又は当該役員でなくなった場合の手当の額は、月割によって計算する。

3 年額報酬は、3月に支給する。ただし、3月以外の月に当該役員でなくなった者についてはその月に支給する。

(支給の禁止)

第4条 九戸村の村長、助役、収入役の職（一般職の職員も含める。）にあつて第1条に定める役員、又は委員に就任した者には、第2条に定める報酬は支給しない。

(費用弁償費の支給)

第5条 役職員が、会長の命を受け出張した場合には、社会福祉法人九戸村社会福祉協議会旅費規程（平成6年4月1日施行）を準用する。

(補 則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

役員等の報酬一覧表

名 称		区 分	手 当 額
理 事	会 長	日 額	3, 5 0 0 円
	副 会 長	日 額	3, 5 0 0 円
	理 事	日 額	3, 5 0 0 円
監 事	監 事	日 額	3, 5 0 0 円
評 議 員		日 額	3, 5 0 0 円
その他会長が支給する ことが適当と認めた委員		日 額	2, 2 0 0 円以上 3, 5 0 0 円以内

平成29年4月1日一部改正